



平成30年度の認可保育所・認定こども園の保育料および保育料の助成制度を紹介します。

■ にかほ市保育料基準額

市では、保護者の負担を軽減するため、国の基準額から下げた徴収額（保育料）としています。（表は次項に掲載）

多子世帯においては、経済的負担を軽減するために、保育料の負担軽減を行っています。また、多子軽減を適用させたのち、基準に該当すれば保育料を更に助成します。

■ 保育料の助成制度(すこやか子育て支援事業の拡充)

▶ 第2子以降の出生に伴う保育料の助成

平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子以降の保育料を新たに全額助成の対象とします。

1号認定については、料金表の第2階層から第4階層まで、2号・3号認定については、料金表の第2階層から第5階層の2までが対象となります。

▶ 第3子以降の出生に伴う保育料の助成

「すこやか子育て支援事業」に該当する階層の世帯のうち、平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる場合、第2子以降の子どもの保育料を全額助成の対象としていますが、平成30年度からは所得制限が緩和され更に拡充されます。



拡充の内容

平成30年4月2日以降に第3子が生まれた世帯で、1号認定は第5階層のうち市民所得額が348,900円以下、2・3号認定は第6階層に該当する世帯の第2子以降の保育料を半額助成の対象とします。

対象外…新たな出生を伴わずに戸籍の子どもの数が増えた場合は、助成の対象となりません。

※出生後の戸籍の変更や、離婚、再婚、同一戸籍でない子どもの場合、助成の対象となるかはご家庭の事情によりますので、担当課までご相談ください。

※助成の対象となった場合でも、保育料の見直し後基準に該当しなくなった場合、保育料が賦課されますので、ご承知おきください。

■ 学童保育クラブ

保護者が日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。利用を希望する方は、直接各学童クラブにお申し込みください。

学童保育一覧表

象潟地区

- 学童保育のびやかサークル ☎ 43 - 5310
- 学童保育星城クラブ ☎ 44 - 2314
- 上浜学童保育クラブ ☎ 46 - 2588

金浦地区

- 学童保育クラブたんぽぽサークル ☎ 38 - 3381

仁賀保地区

- 仁賀保学童保育クラブ ☎ 36 - 2479
- 院内学童保育クラブ ☎ 36 - 3556
- 小出学童保育クラブ ☎ 36 - 2251



学童保育はみんなで遊んだり勉強したりとっても楽しいっぺん!!

◆一人親世帯・障がい者の方がいる世帯(特○階層)

【1号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 階層区分	市民税の税額区分	保育料		多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
		国基準額	市保育料		
特第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	国基準額	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント 第2子以降無料	第3階層まで全額助成 第4階層以降半額助成
		市保育料	0		
特第3階層	所得割77,100円以下	国基準額	3,000		
		市保育料	3,000		

※この階層以外の階層については、下記1号認定の表による

【2・3号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 階層区分	市民税の税額区分	保育料						多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
		標準時間			短時間				
		3歳児未満	3歳児	4歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上		
特第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	0	0	0	0	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント	第3階層まで全額助成 第4階層以降半額助成
		市保育料	0	0	0	0	0		
特第3階層の1	市民税課税世帯(均等割のみ)	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	第2子以降無料	
		市保育料	4,100	3,050	3,050	3,900	3,000		
特第3階層の2	所得割48,600円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000		
		市保育料	5,800	4,850	4,850	5,650	4,700		
特第4階層の1	48,600円以上73,000円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000		
		市保育料	8,000	6,000	6,000	7,850	6,000		
特第4階層の2-1	73,000円以上77,101円未満	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000		
		市保育料	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000		

※この階層以外の階層については、下記1号認定の表による

※特○とは…1号認定の「第2～3階層」、2・3号認定の「第2～4階層」の方のうち、ひとり親世帯・障がい者の方がいる世帯の方です。

◆上記以外の世帯

【1号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 階層区分	市民税の税額区分	保育料		多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
		国基準額	市保育料		
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント	半額助成
		市保育料	0		
第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	国基準額	3,000	第2階層まで第2子以降無料	
		市保育料	1,800		
第3階層	所得割77,100円以下	国基準額	10,100	第3階層第2子半額、第3子以降無料	
		市保育料	9,000		
第4階層	211,200円以下	国基準額	20,500	小学校第3学年から3歳までの範囲で同一世帯の保護者が監護する子どもを対象にカウント	
		市保育料	11,000		
第5階層	211,201円以上	国基準額	25,700	第2子半額 第3子無料	対象外
		市保育料	15,000		

【2・3号認定】

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 階層区分	市民税の税額区分	保育料						多子世帯の保育料軽減	すこやか助成
		標準時間			短時間				
		3歳児未満	3歳児	4歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上		
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0	0	0	0	0	年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもを対象にカウント	半額助成
		市保育料	0	0	0	0	0		
第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	第2階層まで第2子以降無料	
		市保育料	5,400	3,600	3,600	5,400	3,600		
第3階層の1	市民税課税世帯(均等割のみ)	国基準額	19,500	16,500	16,500	19,300	16,300	第3階層、第4階層(所得割額57,700円未満)第2子半額、第3子以降無料	半額助成
		市保育料	9,200	7,100	7,100	8,800	7,000		
第3階層の2	所得割48,600円未満	国基準額	30,000	27,000	27,000	29,600	26,600	所得割が57,700円以上0歳から小学就学前までの範囲で保育園・こども園を利用している子どもを対象にカウント	半額助成
		市保育料	12,600	10,700	10,700	12,300	10,400		
第4階層の1	48,600円以上73,000円未満	国基準額	16,000	14,100	14,100	15,700	13,700	第2子半額、第3子以降無料	
		市保育料	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100		
第4階層の2-1	73,000円以上77,101円未満	国基準額	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100		
		市保育料	19,500	17,500	17,500	19,100	17,100		
第4階層の2-2	77,101円以上97,000円未満	国基準額	44,500	41,500	41,500	43,900	40,900		
		市保育料	24,200	22,200	21,200	23,700	21,700		
第5階層の1	97,000円以上133,000円未満	国基準額	61,000	58,000	58,000	60,100	57,100		対象外
		市保育料	28,900	26,900	25,000	28,300	26,400		
第5階層の2	133,000円以上169,000円未満	国基準額	80,000	77,000	77,000	78,800	75,800		
		市保育料	35,500	31,500	28,000	34,800	30,900		
第6階層	169,000円以上301,000円未満	国基準額	104,000	101,000	101,000	102,400	99,400		
		市保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900		

障がい者(児)の方がいらっしゃる世帯について

保育料基準額表において保育料階層が1号認定では「第2～3階層」、2・3号認定では「第2～4階層の2-1」の方のうち、入所されているお父さまご本人、保護者またはご兄弟に、障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方、または特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給されている方がいる場合、保育料が減免になる可能性がありますので、子育て支援班にお問合せください。

